

① 気象警報発表時の対応について

1 学校所在地において適用される気象警報

大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報、
大雨特別警報、暴風特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報

※波浪警報、津波警報、高潮警報など、海上警報は除きます。

2 気象警報発表の対象地域と対応

- (1) 「朝来市」、「養父市」、「但馬南部」、「兵庫県北部」のいずれかに気象警報が発表された場合の対応
→ この地域に上記1の気象警報が発表されたときは臨時休業（休校）とします。
- (2) 上記(1)以外の児童生徒の居住地域に気象警報が発表された場合の対応
→ その地域に居住する児童生徒は登校しないこととし、公欠扱いとします。

3 気象警報発表時刻と対応

- (1) 午前6時30分時点で気象警報が発表された場合は、終日臨時休業（休校）とします。
- (2) 午前6時30分から午前8時30分までの時間帯に気象警報が発表された場合は、対応を協議の上、保護者に連絡します。
- (3) 午前8時30分以降に、上記2の(1)の地域に気象警報が発表された場合の対応
 - ①通学生は、対応を協議の上、下校の必要がある場合は保護者に連絡します。
 - ②寄宿舎生は、臨時休業（休校）となる場合は、下校（帰舎）とします。帰宅を要する場合は保護者に連絡します。

4 寄宿舎生の帰舎日（月曜日等）に気象警報が発表された場合の対応

- 午前6時30分時点の気象情報により、上記2の(1)及び(2)の対応に準じます。
- この場合の帰舎日は、臨時休業（休校）の翌日とします。
 - 寄宿舎生の各家庭においては、前日から当日にかけての気象情報等に留意ください。

5 現場実習期間中の気象警報発表時の対応

- (1) 午前6時30分時点での気象情報による対応は下記のようにします。
 - ①実習先の所在地または生徒の居住地域に気象警報が発表された日は、実習を中止し、公欠扱いとします。
 - ②上記2(1)に気象警報が発表されているが、実習先に発表されていない時は実習を実施します。
- (2) 午前6時半以降（実習中を含む）に発表された場合は個別に担任より連絡します。